

第55期 第5回

開催年月日 令和8年3月12日

開催場所 高知労働局 別館会議室（301）

議題

- 1 特定最低賃金の金額改正等に係る意向確認について
- 2 適用事業所数及び適用労働者数（電子・一般貨物）について
- 3 その他

出席委員数

公益代表 3名

労働者代表 4名

使用者代表 3名

次回本審開催予定日 令和8年5月予定

〔開会〕 午後2時56分

会長 ただ今から、第55期第5回高知地方最低賃金審議会を開催いたします。
まず、本日の会議の定足数について事務局から報告をお願いします。

賃金室長 本日は、上村委員と大井委員、西原委員と白山委員、宮地委員からご欠席の連絡をいただき、公益委員3名、労働者代表委員4名、使用者代表委員3名の合計10名の委員に出席していただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たし、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

会長 それでは、議事に入ります。
最初に、特定最低賃金の金額改正の申出に係る意向確認についてです。
事務局から、局長に提出されている意向表明の状況を報告願います。

賃金室長 令和8年度における特定最低賃金の金額改正について、2件の意向表明がなされております。

資料の2ページをご覧ください。

1件目は、高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業最低賃金について、2026年2月9日付けで電機連合

西四国地方協議会の竹筒平事務局長から、金額改正を申し入れる意向表明がなされております。

次に3ページをご覧ください。

2件目は、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金について、2026年2月20日付けで運輸労連四国地連高知県協議会の程岡議長から、金額改正を申し入れる意向表明がなされております。

意向表明時点で関係労使が合意した最下限の協約額は、時間額1,030円となっており、この金額が改定の上限額となります。

意向表明の状況は以上でございます。

会 長 事務局の説明のとおり、令和8年度の特定最低賃金の金額改正については、2件の意向表明がなされております。

この件につきまして、労働者側から説明があればお願いいたします。

程岡委員 運輸労連からの特定最賃の申し入れの金額なんですが、現状時間額1,030円で、地域最賃と7円しか変わらない状態ではあるんですが、その審議に入るための労働協約数となっております。

今回も頑張って労働協約数をとってきます。

審議に入れたとしても、この金額にはなってしまうんですが、審議に入れるよう、土壌作りから始めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは次に参ります。特定最低賃金の改正等の申出に係る適用事業所数・適用労働者数の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 それでは、電子部品等の適用事業所数・適用労働者数について説明いたします。資料の4ページをご覧ください。

まず項目「1」の数値につきまして、令和3年経済センサスに対して令和4年までの事業所の情報を更新したものを使用しております。

この表の事業所数と雇用者数ですが、適用される産業分類の、E28、E296、E302の合計は10事業所、雇用者数は477人となります。

項目「2」の適用事業所数及び適用労働者数につきましては、事務局において昨年12月時点で電話聴取した結果を集計しております。

センサスの調査以降の異動としては、5事業所減、雇用者数273人減となりまして、最終的には、この表の右側黄色の欄の、適用事業所数5事業所、適用労働者数204人となります。

適用労働者数は、前年の340人から136人減となっております。

電子については、この数値をもってご承認をいただきたいと思います。

次に5ページをご覧ください。

一般貨物自動車運送業ですが、電子と同じく、項目「1」の数値は令和3年経済センサスに対して令和4年までの情報を更新したものを使用しております。

この事業所数と雇用者数は、適用される産業分類のH441につきまして、323事業所、雇用者数は6,703人となっています。

次の項目「2」に、大型貨物自動車運転者数及び適用労働者数の算出方法を記載しております。

令和7年に実施した「基礎調査結果」による大型貨物自動車運転者比率は49.46%、最賃適用除外労働者比率は31.33%で、これらを用いて順に計算しますと、適用労働者数は2,276人となります。

最終的には、項目「3」の表の右側、黄色の欄の適用事業所数323事業所、適用労働者数2,276人となります。

適用労働者数は、前年の2,372人から96人減少しております。

一般貨物につきましては、この数値をもってご承認をいただきたいと思っております。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何かご質問はございますか。

— 意見なし —

会 長 それでは、特定最低賃金の適用事業所数と適用労働者数については、説明のとおり承認ということによろしいでしょうか。

— 異議なし —

会 長 では、そのようにいたします。

続きまして事務局から、特定最低賃金の金額改正等の今後の手続きについて説明をお願いします。

賃金室長 令和8年度の特定最低賃金の金額改正につきましては、概ね7月中旬頃に改正の申出を行っていただければと思います。

申出がなされましたら、書面や定量的要件等についての受理審査を行い、受理が可能であれば、その後の本審において、改正の必要性に係る諮問をさせていただきます。審議後に必要性ありとの答申をいただいた場合は、続いて金額改正についての調査審議をお願いすることになります。

なお審議の日程につきましては、地域別最低賃金と併せて日程調整をさせていただきます。

あわせて、改正の申出に係る定量的要件について説明をさせていただきます。

申出が労働協約ケースの場合は、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されていること、また、公正競争ケースの場合は、最低賃金の適用労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われていることが要件となります。

このことから、先ほど説明させていただきました適用労働者数がこの要件の分母に当たる員数となり、7月に提出されます申出書の合意労働者数等が分子に当たる員数となります。

いずれのケースも概ね3分の1以上が申出要件ということになります。

会 長 ただ今の事務局の説明について、何かご質問等はございますか。

— 意見なし —

会 長 次にその他として、審議会の公開要綱について、事務局から説明願います。

賃金室長 資料6ページをご覧ください。

高知地方最低賃金審議会会議公開要綱につきましては、平成23年より施行されておりますが、現在の審議会の公開状況等と異なる状態の部分もございますので、修正案を作成しております。

順に修正点について説明させていただきます。赤字の部分です。

まず、第3条の公開の公示場所について、ホームページを加えたいと考えております。

次に、第4条の傍聴の申し込みについて、メールを加えたいと考えております。

次に、第5条の傍聴者の人数については5名から6名に修正、第3項の通知方法についてはメールを加えたいと考えております。

会 長 ただ今の説明ですが、大体今の実態に合わせたような形になっていますが、何かご意見ございますでしょうか。

事務局案のとおり、改正してよろしいですか。

— 異議なし —

会 長 それでは、事務局案のとおり「公開要綱」を改正することとします。
 次に、令和8年1月末までの業務改善助成金の申請状況について、事務局
 から説明願います。

賃金室長 資料8ページをご覧ください。
 一番右の欄の、令和8年1月末時点の業務改善助成金の申請件数は188
 件で、そのうち149件について交付決定をしております。
 次年度におきましても、内容が分かり次第、周知に努めることとします。

会 長 ただ今の説明について、ご意見や質問等はありませんか。

沖田委員 業務改善助成金はこれでいいと思うんですが、ほかの賃上げに関わるよう
 な助成金についてもまとめて一覧にできないですか。

賃金室長 わかりました。
 労働局で扱っているものについては、ある程度は出せるかと思いたすの
 で、担当に確認をさせていただきたいと思いたす。

沖田委員 できるだけいろんな助成をやっているということが数値で見えたほうがい
 いと思う。
 この資料では、これだけしかないように見えてしまうので、よろしく願
 いします。

賃金室長 検討させていただきます。

会 長 それでは、今年度の最後の審議会となりますので、来年度に向けて、事務
 局にご提案やご要望などがございましたら、発言をいただけたらと思いたす
 が、いかがでしょうか。

沖田委員 今年の審議会において、中央値という新しいデータを使うようにしまし
 た。来年度以降も中央値のデータを一つの参考資料として扱うべきだろうと
 いうふうに思っておりますが、高知県のデータだけで見ているので、全国の
 状況というのがなかなかつかみづらいつころがありますから、各都道府県ご
 との中央値のデータがあれば、高知の状況はどうなのかについて、もう少し
 突っ込んだ議論ができるんじゃないかと思っております。

 そのほかの消費者物価指数や第4表の賃上げ率のデータについても、可能

であれば各都道府県別にデータを出せるものがあれば出していただいたほうがいいのではないかと考えています。

Cランクという大きなくりの中だけでは、実際高知が今どういう状況なのか全然見えなくて、3.2%とかだけで議論をしていますが、高知はどうなのかということを見ると、高知の賃上げ率が高いということもあるかもしれないので、データで比較できたらいいんじゃないかと思っています。これについては厚労省にも中賃審で目安額審議に使うデータはすべて都道府県別に展開してくれないかという要望は出しているんですけども、あまり当てにならないような気がしますので、こちらでつかめるデータがあれば、出していただくほうがいいんじゃないかと思っています。

本音で言うと、あまりにも量が多すぎて、すべてのデータは見れていない。あれを全部一日で見て、どう解釈するかというのは非常に難しいので、本当に必要なデータをまとめたものがあつたほうがいい。何枚も見比べるよりは、一覧で見れるような形にさせていただいたほうが話が早いのかなと思っていますので、ご検討いただけたらと思います。

会 長 貴重なお意見ありがとうございました。
事務局は承ったということによろしいですか。

賃金室長 来年度の審議におきまして、できる限り対応させていただきたいと思えます。円滑な審議ができるように努めてまいりたいと思えますので、何卒よろしくお願いたします。

会 長 では次に、次年度第1回となる第6回本審と、運営小委員会の公開・非公開について、お諮りしたいと思います。

次回の本審につきましては、主な審議内容が、令和8年度の審議運営等となることから、特に非公開とする理由はありませんので、公開にしたいと思います。運営小委員会につきましては、実地視察の対象の事業場名等で、具体的な団体名や個人名が出てくる可能性がありますので、非公開ということにしたいと思います。それによろしいでしょうか。

— 異議なし —

会 長 了承いただきましたので、事務局には、本審の公開の対応をお願いします。

本日予定した議題は、これをもって終了しましたが、ほかに何かございますか。

— 意見なし —

会 長 それでは、今年度最後の審議会となりますので、ここで、菊池局長からご挨拶をいただきたいと思います。

局 長 本日の審議をもちまして、令和7年度の高知地方最低賃金審議会の締めくくりとさせていただきます。

近藤会長を始めといたしまして、各委員の皆様方におかれましては、本年度の高知県最低賃金の改正等におきまして、ご熱心な審議をいただきましてたことに感謝申し上げます。

本年度のご審議を振り返ってみますと、物価の上昇、価格転嫁など様々な問題がある中で、事業場の実地視察におきまして、労働者、使用者の方々からいただいたご意見等を参考にいただきまして、慎重かつ丁寧にご審議をいただいたところでございます。

高知県の最低賃金につきましては、皆様のご審議のもと、「71円引き上げ、時間額1,023円」との答申をいただいたというところでございます。

本年度につきましては、特に最低賃金について、全国的に高い関心が寄せられたところでございますが、答申後には、特に高知県におきましては、先ほどのお話にもありましたが、賃金の中央値を目指すというような方針で検討していただいたことにつきまして、全国紙の新聞の1面にも取り上げられたということがございまして、それにおきまして全国から多くのお問い合わせ、また追加の取材がございまして、非常に高知県が注目されたというところでございます。

この答申後、異議の申出、その他の所要の手続きを経まして、令和7年12月1日から効力発生となったところでございます。

高知県内の経済情勢につきましては、物価高騰など引き続き厳しい状況が続いているところでございますが、当局といたしましては、最低賃金の周知や履行確保のための指導、さらに中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援となる業務改善助成金を始めとしました様々な助成制度等を活用させていただきまして、より一層、利用勧奨を図ってまいりたいと思いますので、委員の皆様方におかれましては、今後ともご支援とご指導をよろしくお願いいたします。

最後に、委員の皆様方の高知地方最低賃金審議会におけるこの1年間のご尽力に対しまして、改めて心から感謝申し上げます。

1年間、どうもありがとうございました。

会 長

それでは、最後に私からも一言です。

各委員の皆様におかれましては、今年度も大きな上げ幅が見込まれる中で、いろんな工夫をされて、意外にもといたしますか、非常に円滑な審議運営にご協力いただきました。

これは各側が連携をとりながら、相互理解のもとに審議が行われていたことによるものではないかと思えます。深く感謝申し上げるとともに、今後も円滑な審議にご協力いただきますよう、お願いいたします。

本当にありがとうございました。

それでは、本日の審議はこれをもって閉会とします。

[閉会] 午後3時17分